

別紙第1

情報計画

要旨	<p>適時に適切な情報を収集し、これを適切に使用して、迅速かつ的確な国民保護措置の実施に資することを目的とします。</p> <p>このため、情報要求を確立し、情報組織の構成、運用、業務を有機的に総合一体化し、情報収集活動を適切に行います。</p>
----	---

関連する計画等

なし

1 構想

(1) 方針、実施要領

項目 段階	情報要求	
	最も優先度の高い情報要求	その他の情報要求
平素	1 避難が必要となる武力攻撃事態等の兆候 2 要避難住民に関する情報	1 避難実施に必要な事項 2 救援に必要な事項
緊急避難	1 ミサイル発射情報 2 異常な兆候の発見 3 使用された兵器の種類の特 4 救急医療方法	1 被害状況 2 安否情報 3 除染剤、応急医療用医薬品 4 救急医療の体制
避難準備	1 武力攻撃の予測 2 住民の具体的な避難先 3 避難先までの交通機関 4 具体的な避難の段取り	1 その他避難実施に必要な事項 2 救援を行うのに必要な事項
避難	1 避難の進捗状況 2 避難準備の進捗状況	1 救援状況 2 避難先地域の情報
避難生活	1 安否情報 2 被災情報 3 避難先地域での生活状況	1 要避難地域の被害状況 2 武力攻撃災害の状況
復帰	1 何時、どのように復帰するのか 2 復帰先の被害状況 3 復帰の進捗状況	1 安否情報 2 被災情報
生活再建	1 被害状況 2 復旧復興状況	1 国、他県の状況
避難受入	1 受入時期、住民数、経路等 2 受入の進捗状況 3 安否情報 4 受入地域での生活状況	1 要避難地域の被害状況 2 武力攻撃災害の状況

(2) 情報活動の過程

過 程	内 容
①情報要求の決定	対策の重点地域や具体的な対策などを判断するために最も必要な情報を決定します。
②収集項目・収集方法の決定	情報要求に対応するために収集しなければならない情報の項目と収集方法を判断します。
③情報の収集	<p>どのような情報が必要かを踏まえて「具体的にどのような情報を集めるか」を判断します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部長等の決断に必要な情報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 安否情報 (2) 被災情報 (3) その他国民保護措置に必要な情報 2 すでに収集した情報だけでは状況判断を行うのに不十分、あるいは、すでに収集した情報は信頼性に疑問があり再確認する必要があるなどの理由から追加して収集すべき情報 3 他機関やマスコミ報道から入手した二次災害の発生など重大な事象や事故の事実を確認するための情報
④収集情報の処理	
I 記録	(情報の受付) 情報カードなどに記録し、一連番号を付けて、情報一覧表に記録します。
II 評価	信頼性、正確性、重要度などについて判断します。
III 分析	対策上の観点からどのような意味を持っているかを判断、情報カードにコメントとして添付します。
IV 整理	市町村別や情報の種類毎に整理します。
V 提供	国、関係機関等に報告、通報します。
⑤情報の使用	<p>提供された情報を使用します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 状況の判断に使用します。 2 情報の共有 情報、情報に対する認識、情報に対する対策本部としての処置、各機関が目指している方向や取組状況に関する情報の共有に使用します。 3 情報の受理及び伝達 必要とする相手に、必要とする内容を、必要とする時期に、正確に伝達することを相互に行います。 4 情報の使用に当たっての留意事項 情報の使用に当たっては、情報セキュリティー等、情報の保全に留意します。

(3) 情報収集体制の整備

- ア 情報の収集、分析を行う専門的な人材を育成します。
- イ 国民保護に必要な情報管理手段を整備し、情報を常に最新の内容に整備し、使用可能な状態に保ちます。

2 各部局等の役割及び情報の要求・要請

(1) 各部局等の役割

各部局等	役割と収集項目	備考
共通	1 情報の収集、連絡、伝達体制の整備 2 緊急連絡体制の整備 3 各機関等との連携要領の確立	
	4 武力攻撃災害に関する兆候 5 緊急対処事態における災害に関する兆候 6 ゲリラ、特殊部隊の潜入情報 7 N B C R兵器使用の兆候 8 所管県有施設の被害状況 9 所管施設等への避難住民受入可能状況 10 武力攻撃事態等における県による運送業務に利用可能な公用車及び動員可能な運転士数等	入手の都度報告
	11 その他知事の命ずる項目、または対策本部長の求める項目	
統轄監	1 県有財産の被害・使用可能状況 2 電話（施設）の需要・供給状況	
防災局	1 県内及び周辺地域の総合状況 2 県各部局及び各市町村、関係機関等の活動状況 3 自衛隊の国民保護措置の実施状況 4 備蓄物資の需要・供給状況 5 特殊標章（赤十字標章を除く）の交付・使用状況 6 生活関連等施設の安全確保状況 7 被災情報 8 ガス（施設）の需要・供給状況 9 防災へりの活動状況 10 消防機関、消防団、自主防災組織の活動状況 11 避難住民、収容施設の需要・供給状況 12 危険物質等の管理状況 13 救援物資（他部局が所管するものを除く）の需要・供給状況	
総務部	1 職員の受入・派遣（要請）状況 2 関東地区所在政府機関及び地区の状況 3 関西地区所在政府機関及び地区の状況 4 東海地区所在政府機関及び地区の状況	

各部局等	役割と収集項目	備 考
企画部	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共交通機関の運行に関する状況（バス、鉄道、航空機等） 2 自衛隊、米軍の武力攻撃排除活動状況 3 鳥取情報ハイウェイに関する状況 4 私立学校等の児童、生徒、教員の数、避難状況 5 私立学校等の被害・使用可能状況 	
文化観光局	<ol style="list-style-type: none"> 1 安否情報 2 外国人安否情報 3 観光客の数、避難状況 4 県内在住外国人の数、避難状況 	避難に必要な基礎数字
福祉保健部	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般病院、感染症指定医療機関等の被害・使用可能状況 2 災害時要援護者（外国人除く）に係る施設の被害・使用可能状況 3 医療、助産等の配置状況（医師・看護師・助産師等、医薬品・医療用資機材、臨時医療施設） 4 一般病院患者・医師等の数、避難状況 5 一般病院救護班の派遣可能状況 6 災害時要援護者（外国人除く）の数、避難状況 7 災害時要援護者（外国人除く）に係る施設の避難状況 8 伝染病の発生・防疫状況 9 避難所の運営状況 10 避難施設の被害・使用可能状況 11 毒物、劇物等の管理状況 12 赤十字標章の交付・使用状況 13 赤十字の活動状況 14 ボランティアの受入・派遣状況 15 義援金品受入・要請・配分状況 	
生活環境部	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の需要・供給状況 2 生活必需品（被服、寝具その他）の需要・供給状況 3 埋葬、火葬の需要・供給状況 4 し尿処理状況 5 廃棄物処理状況 6 応急仮設住宅の需要・供給状況 7 入浴施設の需要・供給状況 8 国民生活状況 	

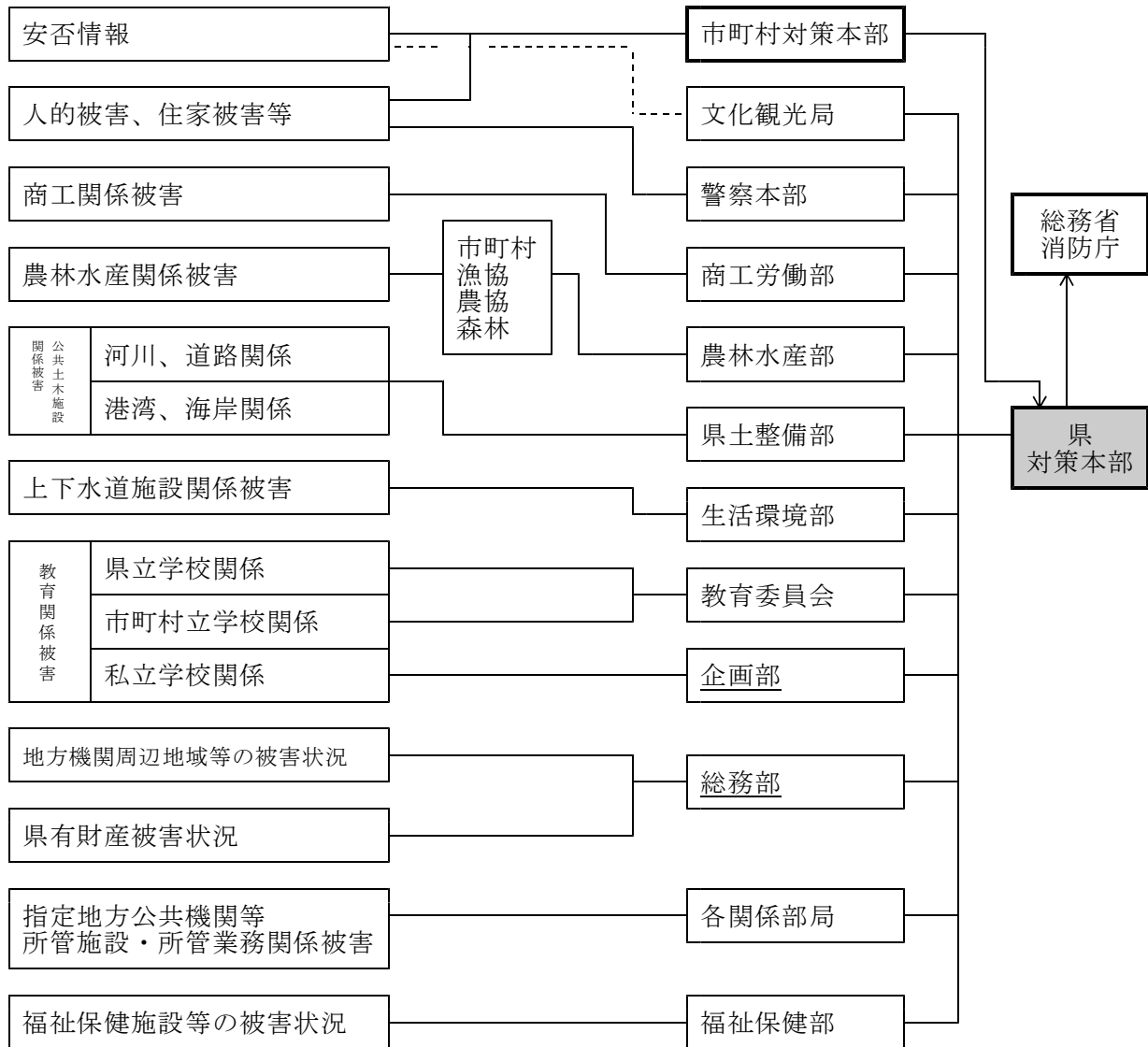
各部局等	役割と収集項目	備考
商工労働部	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資運送状況（トラック、貨物列車等） 2 商工業関連の被害状況 3 避難住民の失業状況 	
農林水産部	1 農林水産業団体との連絡体制の整備	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林漁業者の避難態勢把握 2 食品の需要・供給状況 3 農林水産業関連の被害状況 4 家畜伝染病の発生・防疫状況 5 海上の漂流物に関する情報 	
県土整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、空港、港湾、漁港施設の使用可能状況 2 公共土木施設の被害状況 3 土木資機材等の需要・供給状況 	
会計管理者	1 県有車両の需要・供給状況	
企業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気の供給状況 2 工業用水の供給状況 3 発電施設、県営工業用水の被害状況 	
病院局	<ol style="list-style-type: none"> 1 県立病院の被害・使用可能状況 2 県立病院患者、医師等の数、避難状況 3 県立病院救護班の派遣可能状況 	
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 公立学校等の児童、生徒、教職員の数、避難状況 2 公立学校、給食施設等の被害・使用可能状況 3 文化財の保護状況 	
警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態関連情報 2 テロ関連情報 3 治安関連情報 4 交通関連情報 5 避難関連情報 6 被災者関連情報 7 武力攻撃災害関連情報 8 関係機関情報 	

(2) 情報収集系統

指定行政機関等	指定地方行政機関等		収集担任部局等	
内閣府			総務部	
国家公安委員会			警察本部	
警察庁	中国管区警察局		警察本部	
防衛省	陸自8普連		防災局	企画部
	海自舞鶴総監部			
	空自3輸送			
	自衛隊鳥取地方協力本部			
	中国四国防衛局	美保防衛事務所		
金融庁			総務部	
消費者庁			生活環境部	
総務省	中国総合通信局		企画部	防災局
消防庁			防災局	
法務省			総務部	
公安調査庁			総務部	
外務省			総務部	
財務省	中国財務局	鳥取財務事務所	総務部	
	神戸税関	境税関支署	総務部	
国税庁			総務部	
文部科学省			教育委員会	
文化庁			教育委員会	文化観光局
厚生労働省	中国四国厚生局		福祉保健部	
	鳥取県労働局		商工労働部	
農林水産省	中国四国農政局	鳥取農政事務所	農林水産部	
林野庁	近畿中国森林管理局	鳥取森林管理署	農林水産部	
水産庁			農林水産部	
経済産業省	中国経済産業局		商工労働部	
	中国四国産業保安監督部		防災局	
資源エネルギー庁			生活環境部	
中小企業庁			商工労働部	
原子力安全・保安院			防災局	
国土交通省	中国地方整備局	鳥取河川国道事務所 倉吉河川国道事務所 日野川河川事務所 殿ダム工事事務所 境港湾・空港整備事務所	県土整備部	文化観光局
				企画部
	中国運輸局	鳥取運輸支局 鳥取運輸支局境庁舎	企画部 県土整備部	
	大阪航空局	美保空港事務所 鳥取空港出張所	県土整備部	企画部
	東京航空交通管制部		県土整備部	企画部
国土地理院			県土整備部	
観光庁			文化観光局	
気象庁	大阪管区气象台	鳥取地方气象台	防災局	
海上保安庁	第八管区海上保安本部	境海上保安部	防災局	警察本部 農林水産部

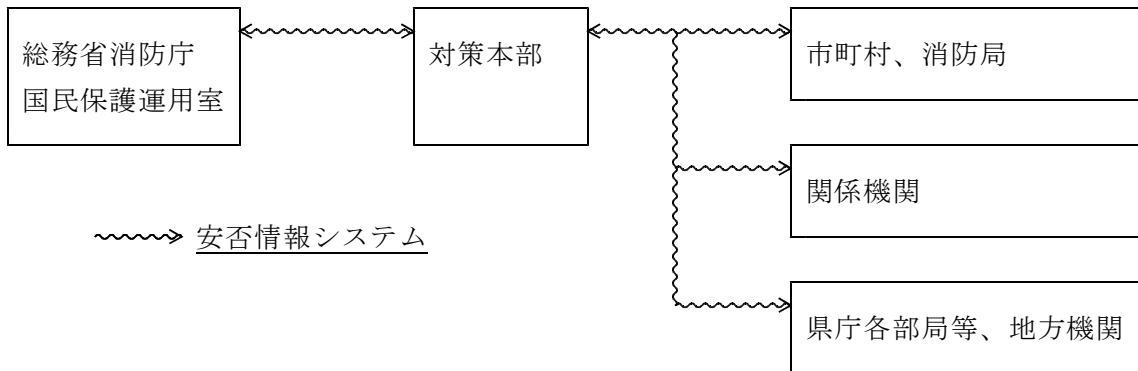
指定行政機関等	指定地方行政機関等	収集担任部局等
環境省		生活環境部
全般収集		東京本部

(3) 安否情報、被災情報の報告・伝達系統

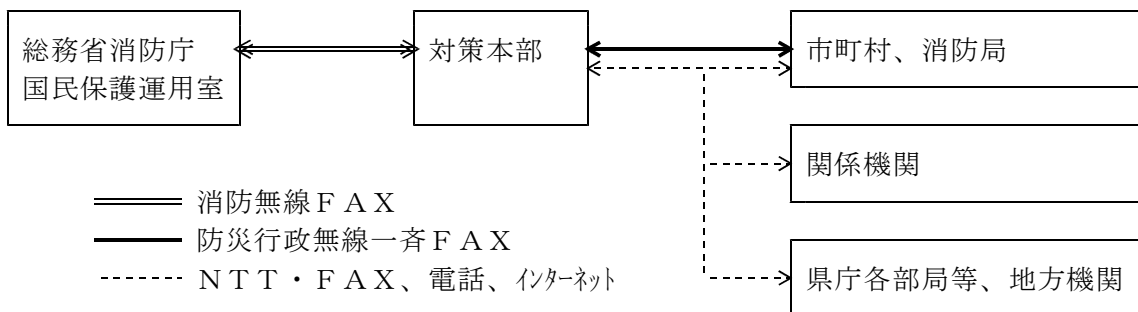


(4) 安否情報、被災情報の報告・伝達手段

ア 安否情報



イ 被災情報の報告・伝達手段



(5) 情報収集・伝達体制

段階	情報収集態勢			
	態勢	防災局	対策本部	各部署 (実施部)
平素	通常監視	防災当直、危機管理チーム		
避難準備	非常監視		連絡員の派遣A	連絡員の派遣B
避難	非常監視		情報班	
避難生活	非常監視			情報所の設置
復帰	非常監視		防災当直、危機管理チーム	
生活再建	通常監視	防災当直、危機管理チーム		

連絡員の派遣を求める基準

レベル	派遣先	業務内容
A	国現地対策本部、市町村、避難先地方公共団体	情報交換、連絡調整
B	指定地方行政機関、指定（地方）公共機関	

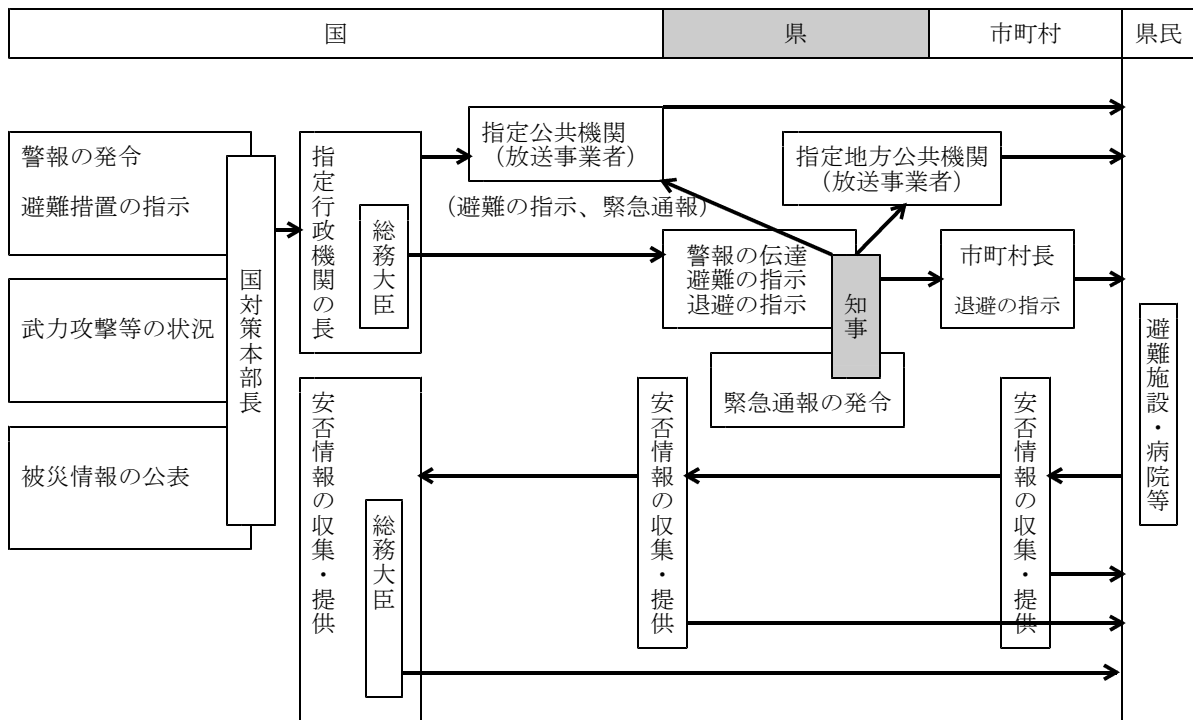
(6) 住民への情報提供

知事（統轄監）は、住民に対して、国民保護措置に関する正確で、かつ、十分な情報を提供し、県民の不安と混乱を防止します。この際、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、事態の推移に応じ、迅速に提供します。

次の情報項目の各内容については、相手国等への情報提供による国民保護措置等への影響及び個人情報保護を考慮し、慎重に検討の上、提供します。

情報項目	情報内容
国民保護措置を実施するに至った状況	相手国、時期、場所、方法、現状、今後の予測、被害想定
国民の保護のための措置に関する情報	実施時期、場所、方法、現状、今後の予測
武力攻撃の状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃の状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) どのような武力攻撃が行われたか 2 武力攻撃災害の状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火災、建物の破壊、死傷者の発生状況など 3 国民の保護のための措置の実施状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住民の避難状況 (2) 交通機関や道路の状況 (3) 臨時に設けられた収容施設や病院等の状況 4 被災情報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被害の統計的情報
危険情報	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 武力攻撃事態等の現状及び予測 (2) 武力攻撃事態が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 (3) 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項 <ul style="list-style-type: none"> ・避難措置の指示が発令される見込み ・住民の心掛け 2 緊急通報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 武力攻撃災害の現状及び予測 (2) 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
個人に関する情報	安否情報

住民への情報提供系統図



(7) 避難に関する情報の収集

情報の収集手段	情報の収集内容
ヘリコプターテレビ電送システム（県が所有するヘリコプターに限ります。）	対策本部の指示により、状況調査等映像を各受信端末設置機関へ配信します。
緊急防災情報提供装置（マイコス）	想定される救援実施場所の気象情報等を収集します。

情報の収集手段	情報の収集内容
消防吏員	武力攻撃災害の兆候発見等について消防吏員から受報します。
洋上漁船	各漁業協同組合に対して警報等を伝達するとともに、県指導用海岸局（境港無線局）を通じて洋上の漁船を確認します。

(8) 武力攻撃災害兆候の通報

- ア 武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受理した消防吏員、警察官、海上保安官は、速やかにその旨を市町村長に通報し、市町村長に通報することができないときは、速やかに知事（防災局）に通報するものとします。
- イ 市町村長は、消防吏員等から通報を受け、武力攻撃災害等及びその兆候と対処の必要を認めたときは、速やかに知事（防災局）に通知するものとします。

ウ 通報・通知を受けた知事（防災局）は、必要と認めた場合、その旨を関係機関・団体へ通知します。

(9) 安否情報

安否情報の収集・整理・報告に関しては、消防庁が運用する安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、電子メール・ファクシミリ・電話等を利用する。

ア 安否情報の収集

(ア) 収集項目

避難住民（負傷・疾病の住民も含む）	氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍（日本国籍を有しない者に限る。）、その他個人を識別するための情報、負傷又は疾病の状況、現在の居所、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報、照会に対する回答に関する同意 ・親族・同居者への回答の可否 ・知人への回答の可否 ・親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の可否
死亡した住民	氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍（日本国籍を有しない者に限る。）、その他個人を識別するための情報、死亡の日時、場所及び状況、死体の所在、照会への回答に関する家族等の同意

(イ) 市町村長が行う安否情報の収集

市町村長（要避難市町村）は、避難先市町村長の協力を受け、以下のとおり安否情報を収集するものとします。

- ・避難住民の誘導の際、避難住民等から任意で情報収集
- ・避難住民名簿の作成による情報収集（住民基本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に作成）
- ・消防局からの情報収集
- ・市町村が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集
- ・各警察署への照会
- ・安否情報を保有する運送機関、医療機関、大規模事業所等の関係機関への協力要請（当該協力は各機関の業務の範囲内で行われ、各機関の自主的な判断に基づくことに留意）

a 避難住民から任意で情報収集する場合の留意事項

情報収集に際しては、安否情報の開示について同意する場合、併せて同意を得るものとします。

この場合における同意の方法については、原則として、包括的に安否情報を開示するか否かについての同意を得るものとします。（開示する安否情報の種類を限定したり、開示する対象を限定するなどの同意については、やむを得ない場合に限り行います。）

なお、安否情報の開示について同意を得たことを証明するため、安否情報の収集時にできる限り本人の自筆の署名、押印等を求めるものとします。

(ウ) 知事が行う安否情報の収集

知事（文化観光局）は、以下のとおり安否情報を収集します。

- ・市町村長からの報告による情報収集（必要に応じて自ら情報収集を行う。）
- ・県の開設した避難所における情報収集
- ・県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集
- ・警察への照会
- ・安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関への協力要請（当該協力は各機関の業務の範囲内で行われ、各機関の自主的な判断に基づくことに留意）

(エ) 警察の安否情報通知

警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、それらの情報について、対策本部が行う収集活動に協力するよう努めるものとします。

対策本部は通知を受けた情報を文化観光局に伝達します。

イ 安否情報の整理

知事（文化観光局）は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について整理します。

この際、できる限り重複を排除する等、情報の正確性の確保に努め、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報については、その旨が分かるように整理します。

ウ 安否情報の報告

(ア) 市町村長から知事に対する安否情報の報告

市町村長は、以下のとおり、収集した安否情報を知事に報告するものとします。

a 報告の方法

「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（平成17年総務省令第44号）（以下「安否情報省令」という。）に規定する様式第3号の内容を安否情報システムを用いて行います。

ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行います。

b 報告の時期

① 安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたび逐次報告を行う必要はなく、武力攻撃事態等の推移や避難住民等の誘導、避難住民等の救援その他の国民の保護のための措置の実施状況を勘案し、市町村長の判断により、取りまとめた情報を知事に報告するものとします。

② 知事は、必要に応じ、市町村長に対し安否情報を報告すべき時期を適宜指定します。この場合、市町村長は当該時期に従って報告するものとします。

③ 知事は、特に必要があると認める場合には、市町村長に対し、死亡者及び重傷者等についての安否情報を優先的に報告するよう求めます。この場合、市町村長は求められた安否情報について断片的であっても報告するものとします。

(イ) 知事から総務大臣に対する安否情報の報告

知事は、以下のとおり、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた安否情報について総務大臣に報告します。

a 報告の方法

報告の方法については、市町村長から知事への報告に準じて行います。

b 報告の時期

安否情報については、取りまとめた情報を遅滞なく総務大臣に報告します。

なお、総務大臣から報告の時期の指定があった場合、定められた時期に従って報告します。

エ 安否情報の収集、回答、提供

(ア) 安否情報の照会の受付

a 知事（文化観光局）は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、対策本部を設置すると同時に住民に周知します。

b 住民は、安否情報を照会する場合には、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載し、県広報センターに設置する対応窓口に提出することにより照会します。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある者や遠隔地に居住している者など、書面の提出によることができない者については、口頭や電話、メールなどでの照会も可能です。

安否情報省令様式第4号の記載必要事項	受付に当たっての留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 照会をする理由 ・ 照会に係る者を特定するために必要な事項等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口頭、電話による照会にあつては、記載必要事項の内容を聴取すること ・ 安否情報を保有しているかどうか早急に判明する場合であつて、当該情報を保有していないときは、その旨を伝えること ・ 必要に応じて本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書等）の提示を求めること（窓口における書面の提出以外の場合にあつても同様）

(イ) 安否情報の回答及び提供

a 回答の可否

知事（文化観光局）は、以下の区分に従い、安否情報の回答及び開示を行います。

回答の要件	回答項目	備考
<ul style="list-style-type: none"> 当該照会に係る安否情報を保有及び整理していること 当該照会が不当な目的によるものではないこと 安否情報が、不当な目的に使用されるものではないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報 死亡・負傷の情報 	<ul style="list-style-type: none"> 「不当な目的」とは他人の安否を知ることが社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにも関わらず、その安否情報を探索しようとするをいいます。（例）債権を取り立てるため債務者の所在を聞き出す等 「不当な目的に使用」（例）住民の住所、氏名等を転記して名簿を作成し、これを不特定多数の者に頒布、販売等
<ul style="list-style-type: none"> 照会に係る者の同意を得たとき その他公益上特に必要があると認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 生年月日 性別 住所 （国籍） 	<ul style="list-style-type: none"> 照会に係る者の同意については、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集時に、併せて同意を得るものとします。 「公益上特に必要があると認めるとき」については、個人の情報を保護することによる利益と安否情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量を行い、公益上の必要性のほうが高いと判断されるときを指します。 公益上の必要性の判断には、開示する情報の範囲の判断も含まれるものであり、公益上の必要性から報道機関に安否情報を開示する場合においても、「居所」について具体的な地番までは示さず、「〇〇市内の避難所」「病院」等にとどめ、「負傷又は疾病の状況」については、「重傷」「全治〇週間」等にとどめるなどの個人情報保護に配慮すること。

b 回答の方法

安否情報の回答は、原則として、安否情報省令に規定する様式第5号の安否情報回答書に必要な事項を記載した書面を窓口で交付することにより行います。

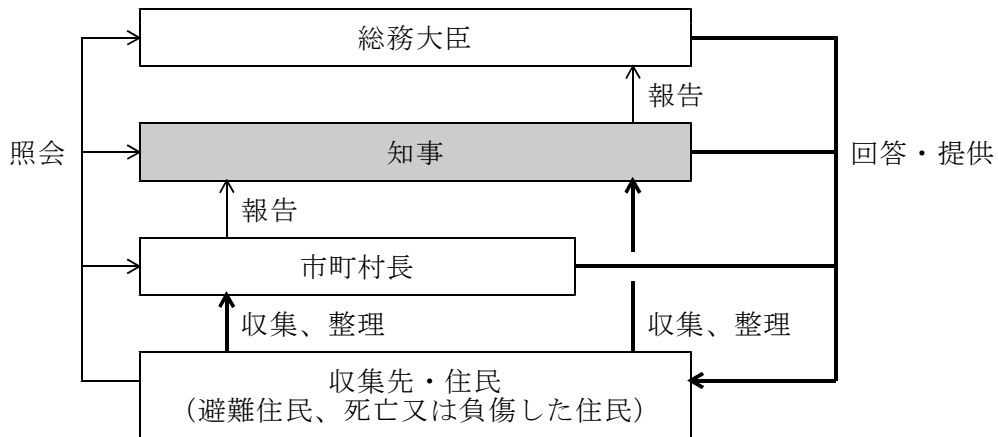
ただし、安否情報の照会方法に応じて電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法による回答も可能とします。

安否情報を回答した場合は、照会を行った者の氏名等及び回答した安否情報の内容等について、できる限り回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等の回答状況を記録します。

(ウ) 個人の情報の保護への配慮

a 知事は、個人情報である安否情報の取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底します。

b 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断します。



(エ) 日本赤十字社に対する協力

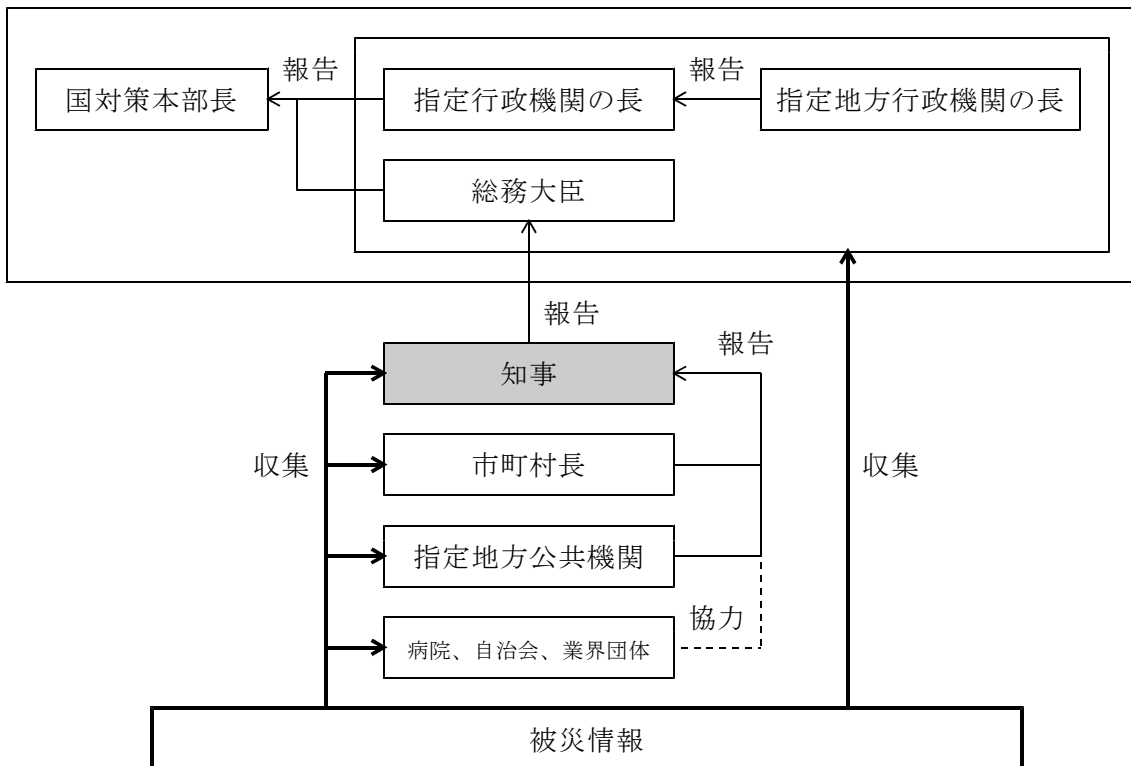
知事（文化観光局）は、日赤鳥取県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供します。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行います。

(オ) 市町村長による安否情報の回答、提供

市町村長による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

(10) 被災情報



ア 被災情報の収集

(ア) 県の被災情報収集

県（各部局等）は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集し、対策本部へ集約します。

(イ) 警察の被災情報収集

警察は、関係機関との協力等により、武力攻撃災害の発生に伴う各種被災情報の収集に努め、警察庁等への報告を行うほか、県等の関係機関との情報連絡による情報共有を図ります。

イ 被災情報の報告

(ア) 市町村の被災情報報告

県は、被災情報の収集に当たっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告を求めます。

(イ) 県の被災情報報告

県は、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報について消防庁に報告します。

ウ 収集項目

被災情報の収集項目、報告様式は、以下のとおりです。

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
鳥 取 県

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

(11) 関係資料の基礎調査

国民保護計画や避難マニュアルなどの修正に必要な、次に掲げる基礎調査を実施します。

- ア 一般地誌に関する資料（山系、水系、地質、交通、通信等）
- イ 避難、救援に関する資料
- ウ 生活関連等施設に関する情報
- エ 生活基盤等の確保に関する資料
- オ 武力攻撃災害の除去、軽減に関する資料
- カ 関係機関の計画

3 地図**(1) 使用する地図**

- ア 鳥取県災害対策本部地図（1/25,000、平成15年度版）による表示
- イ 国土地理院発行地形図（1/25,000）による表示
※使用に当たっては、できるだけ最新の地図を使用し、修正測量年に注意します。
- ウ G P S (Global Positioning System)による表示

(2) 位置の表示

座標（緯度経度）と地先を使用します。優先は、座標表示とします。

※世界測地系に基づく緯度経度表示とします。

例：鳥取県庁（鳥取市東町1丁目271番地、「北緯35度30分13秒、東経134度14分17秒」）

【表示】（353013、1341417）、鳥取市東町1丁目271番地

(3) 記号・符号

被害状況などの表示に使用する記号・符号は統一されたものを使用します。

4 報告、通報

対策本部は、国対策本部、各部局及び市町村国民保護対策本部に対し、適時、状況等に関する情報を提供します。

(1) 報告通報項目

項目	報告・通報内容	様式
政府機関に対する被害状況等報告事項	1 武力攻撃災害速報	第1号様式（その1） 第2号様式 第1号様式（その2） 第3号様式（1）（2）
県における被害状況収集	1 県の公有財産被害状況調 2 私立学校等被害状況調 3 社会福祉施設等の被害状況調 4 一般被害状況調 5 一般被害の内訳 6 災害救助法適用状況 7 災害救助法適用状況 8 商工関係被害状況調 9 農林水産関係被害状況調	別表1 別表2 別表3 別表4 （付表1） （付表2） （付表3） 別表5 別表6

項目	報告・通報内容	様式
県における被害状況 収集	10 土木関係被害状況調	別表7
	11 企業局関係被害状況調	別表8
	12 (県立、市町村立) 学校等被害状況調災害 状況調	別表9
	13 被害状況調	別表10
市町村から県に対する報告		

(2) 緊急報告（通報）

状況の変化、極めて重大な損害等、緊急を要する事項を速やかに報告（通報）します。

(3) 受領報告

住民の保護に関する重要な指示等を受領した場合、これを受領し、かつ、正確に理解したことを発信者に対し、速やかに報告します。

(4) 実行報告

指示の受領者が対策本部長に対し、指示事項を終了したとき、実行状況を報告します。

指示事項実行中に対策本部長が新たに重要な決定を行ったとき、重要な段階に到達したとき等、その途上においても積極的に行います。

5 報告様式

(別冊 I 資料編 P : 資料29「報告様式」)

添付書類 付紙第1「情報収集計画」